

トリレオウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成 18 年 8 月 16 日付 農林水産省告示第 1163 号

動生剤基準のトリレオウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.5.2、3.5.4 及び 3.5.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。